省　令

○総務省令第百四十六号

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十一号）附則第二項の規定により読み替えて適用される同令第五条及び第六条の規定に基づき、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十八日

総務大臣　川端　達夫

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行規則（昭和三十二年総理府令第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十八年度から平成二十二年度までの各年度分」を「平成二十三年度分及び平成二十四年度分」に、「平成17年3月31日」を「平成22年3月31日」に、「平成18年改正前の政令附則第7項」を「平成23年改正前の政令附則第2項」に改める。

附則第三項中「平成十七年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に、「当該年の土地の価格に係る台帳価格を」を「当該年度の初日の属する年の三月三十一日現在において国有財産台帳に登録された当該土地の価格（国有財産台帳に当該土地又はその価格が登録されていない場合にあつては、国有財産法施行令第二十一条の規定によつて国有財産台帳に登録すべき価格。以下「当該年の土地に係る台帳価格」という。）が」に改め、「で除して得た数値（以下「上昇率」という。）が一・〇五」を削り、「次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる価格補正率を乗じて得た」を「当該年の土地に係る台帳価格と前年度分の当該土地に係る算定基礎価格の差額の三分の一に相当する額を加算して得た」に改め、同項の表を削り、附則に次の一項を加える。

4　平成二十四年度における前項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「二分の一」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第七十二号

預金保険法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十五条第二項及び附則第十五条の二第三項の規定に基づき、承継銀行及び協定銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十八日

財務大臣　安住　淳

承継銀行及び協定銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令の一部を改正する省令

承継銀行及び協定銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（平成十年大蔵省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び協定銀行」を「並びに協定銀行及び承継協定銀行」に改める。

附則に次の一項を加える。

3　法附則第十五条の二第三項の規定により法第二条第十三項に規定する承継銀行とみなされる法附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行については、本則に規定する承継銀行とみなして、本則の規定を適用する。

附　則

この省令は、預金保険法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十五号）の施行の日（平成二十三年十月二十九日）から施行する。

告　示

○金融庁
財務省告示第二号

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百一条の二第二項の規定に基づき、預金保険機構が特定回収困難債権の買取りを行う場合の基準を次のように定め、平成二十三年十月二十九日から適用する。

平成二十三年十月二十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

財務大臣　安住　淳

預金保険法第百一条の二第二項の規定により預金保険機構（以下「機構」という。）が特定回収困難債権（同条第一項に規定する特定回収困難債権をいう。以下同じ。）の買取りを行う場合には、機構は買取りを行おうとする貸付債権（同条第一項に規定する貸付債権をいう。）が特定回収困難債権であること及び買取価格について、第三者から意見を聴くなど適正な手続を経ることとする。

○総務省告示第四百五十九号

施設等所在市町村調整交付金交付要綱（昭和四十五年自治省告示第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十八日

総務大臣　川端　達夫

附則第二項中「平成18年度分」を「平成23年度分」に改める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

○総務省告示第四百六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、よこやま信一後援会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（平成二十二年総務省告示第三百二十号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年十月二十八日

総務大臣　川端　達夫

備考中「たちあがれ日本参議院比例第一支部」の下に「及びよこやま信一後援会」を加える。

○総務省告示第四百六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、憲翔会・小坂憲次後援会連合会及び小坂憲次後援会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（平成二十二年総務省告示第三百五十七号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年十月二十八日

総務大臣　川端　達夫

備考中「自由民主党長野県参議院比例区第八支部」の下に「、憲翔会・小坂憲次後援会連合会及び小坂憲次後援会」を加える。

○総務省告示第四百六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、信濃政治経済研究会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（平成二十二年総務省告示第四百三十三号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年十月二十八日

総務大臣　川端　達夫

備考中「富山県選挙管理委員会に」の下に「、信濃政治経済研究会は長野県選挙管理委員会に」を加える。

○総務省告示第四百六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出について、ＩＨＩ造船化工機労働組合政治活動委員会から訂正の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（平成二十二年総務省告示第四百三十五号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年十月二十八日

総務大臣　川端　達夫

㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）の部ＩＨＩ造船化工機労働組合政治活動委員会のうち「二二、八、二」を「二二、八、六」に改める。

○法務省告示第四百九十一号

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第七号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成二十三年十月二十八日

法務大臣　平岡　秀夫

名　称	主たる事務所
旭川土地家屋調査士会	北海道旭川市二条通十七丁目四百六十五番地一